

議案第 35 号

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

学校問題対応のための弁護士を設置する必要がある。

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会非常勤職員規則（昭和 3 9 年杉並区教育委員会規則第 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4
号の次に次の 1 号を加える。

（5） 学校問題対応弁護士

別表障害児教育相談医の項の次に次のように加える。

学校問題対応弁護士		月額 3 5 0 , 0 0 0 円
-----------	--	---------------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧																														
(職員) 第1条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、法令その他別に定めがあるもののほか、次の非常勤職員（以下「職員」という。）を置く。 (1)～(4) 略 <u>(5) 学校問題対応弁護士</u> <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 別表（第7条関係） <table><tr><th colspan="2">職員</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>障害児教育相談医</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>学校問題対応弁護士</u></td><td></td><td>月額 350,000円</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職員		報酬の額	略	略	略	障害児教育相談医	略	略	<u>学校問題対応弁護士</u>		月額 350,000円	略	略	略	(職員) 第1条 杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、法令その他別に定めがあるもののほか、次の非常勤職員（以下「職員」という。）を置く。 (1)～(4) 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 別表（第7条関係） <table><tr><th colspan="2">職員</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>障害児教育相談医</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職員		報酬の額	略	略	略	障害児教育相談医	略	略				略	略	略
職員		報酬の額																													
略	略	略																													
障害児教育相談医	略	略																													
<u>学校問題対応弁護士</u>		月額 350,000円																													
略	略	略																													
職員		報酬の額																													
略	略	略																													
障害児教育相談医	略	略																													
略	略	略																													